



## 学校教材の整備の進め方について

平成27年度より地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、各地方自治体に接地されることになる「総合教育会議」において、首長と教育委員会が協議・調整し、教育整備計画を大綱に位置づけることも有効である。

